

東京工芸大学同窓会 会則

第1章 総則

第1条 本会は東京工芸大学同窓会と称し、その本部を学校法人 東京工芸大学本部（東京都中野区本町2-9-5）におく。

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、あわせて会、および母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業および活動を行う。

1. 会員相互の親睦を図るために必要な事業
2. 母校の諸活動の後援、協力に関する事業
3. その他本会の目的達成に必要な事業

第4条 本会の事業、活動については細則を別に定める。

第2章 組織

第5条 本会は次の会員を持って組織する。

1. 通常会員 東京写真専門学校、東京写真工業専門学校、東京写真短期大学、東京写真大学短期学部、東京工芸大学短期大学部、東京工芸大学芸術学部を卒業したもの。東京工芸大学大学院芸術学研究博士前期課程もしくは博士後期課程を修了したもの。
2. 準会員 東京工芸大学芸術学部に在学するもの。
3. 特別会員 学校法人東京工芸大学に在職する教職員および退職した教職員。
4. 名誉会員 本会ならびに母校の発展に功績のあったもので理事会の推挙を受け評議員会で承認を受けたもの。
5. 会友 東京写真大学工学部、東京工芸大学工学部および東京工芸大学女子短期大学部を卒業したもの、および東京工芸大学芸術別科写真技術専修を修了したものを本会の会友とすることができる。

第6条 本会に地域別の支部をおくことができる。支部代表者はその設立を会長に届け出るものとする。

第7条 本会会員は住所、氏名、職業等に変更のあったときは、直ちに本部に届け出るものとする。

第8条 本会に次の役員をおく。名誉会長 1名 会長 1名 副会長 若干名 名誉顧問・顧問 若干名 理事長 1名 専務理事 若干名 常務理事 若干名 理事 若干名 評議員 若干名 監事 若干名

第9条 本会役員の選出は次により行う。

1. 名誉会長 東京工芸大学学長を推す。
2. 会長・副会長 評議員の決議により、通常会員より選出する。
3. 名誉顧問・顧問 本会の発展に貢献した全会員より会長が推挙し評議員会が承認したもの。
4. 理事長・専務理事・常務理事 理事の互選により定める。
5. 理事 評議員会の決議により、全会員より選出する。
6. 評議員 理事会において全会員より選出されたもの。ならびに各支部の代表者とする。

7. 監事 評議員会の決議により通常会員より選出する。役員の任期は名誉会長を除きすべて4年とし再任を妨げない。ただし補充役員の任期は前任者の残留期間とする。

第10条 役員は次の職務を行う。

1. 会長は本会を代表して会務を統括し、総会、評議会、理事会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその任務を代行する。
3. 顧問は重要事項に関し、会長の諮問に答える。
4. 理事長は会長を補佐し、会務をつかさどる。
5. 専務理事は理事長を補佐し、会務をつかさどり、理事長不在の場合はその任務を代行する。
6. 常務理事は理事長を補佐し、会務を分掌する。
7. 理事は理事会を構成し、会務を執行する。
8. 評議員は評議員会を構成し、会務を審議する。
9. 監事は本会の経理状況および会務を監査し、理事会、評議員会に出席して意見を述べることができる。

第3章 会議

第11条 本会の会議は総会、評議員会、理事会とする。

第12条 各会議の議長は会長がこれにあたる。ただし、会長事故ある場合は会長の指名する副会長が代行する。

第13条 会議の議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

第14条 総会は会務の報告を受けると同時に会員からの提案を受け広く意見の交換を行い、必要に応じて評議員会に提案する。開催日時等の詳細は評議員会がこれを定める。

第15条 評議員会は最高の議決機関として機能し、委任状を含め評議員の半数以上の出席によって成立する。評議委員会は次の事項を審議する。

1. 収支予算ならびに決算報告。
2. 事業計画。
3. 会則の改廃。
4. 会則に規定された役員の選出。
5. 本会功労者の表彰審査。
6. その他本会の目的達成に必要な事項。

第16条 理事会は会長、副会長、理事をもって構成し、委任状を含め所定の役員の半数以上の出席によって成立する。理事会は次の事項を審議する。

1. 総会開催に関する事項。
2. 評議員会に提案する事項。
3. 予備費より支出する重要な予算の執行に関する事項。
4. その他緊急を要する事項。

第4章 資産および会計

第17条 本会の資産は次のとおりとする。

1. 会費
2. 事業収入
3. 基本財産
4. 寄付金
5. その他の収入

第18条 本会の資産を分けて基本財産および運用財産とする。基本財産については細則を別に定める。

運用財産は基本財産以外の資産とする。

第19条 本会の会計は、会費、事業収入、基本財産の利息、寄付均等の運用資産をもってこれに当てる。

第20条 本会の会費については細則を別に定める。

第21条 本会の会計年度は毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

附 則

本会則は昭和55年6月21日施行する。

昭和59年6月5日一部改正。

平成8年4月1日一部改正。

平成9年5月9日一部改正。

平成10年4月28日一部改正。

平成11年5月18日一部改正。

平成14年6月16日一部改正。

平成29年6月26日一部改正。